

議案第73号

工事請負契約（（都）荒地西山線道路新設改良工事（その3））の変更について

資料1 変更内容及び理由について

1 変更経緯

埋戻しに適さない転石の撤去処分の追加、及び次期工事以降の施工を考慮した埋戻し端部の土留めを追加する。その他、現場状況を踏まえた施工業者との協議により設計変更を行う。

これまでの変更経過は以下のとおり。

項目	請負額	主な変更内容
当初	519,200,000 円	—
第1回 変更	577,188,700 円 (57,988,700 円増)	・残土の水素イオン濃度が高いことによる受入処分地の変更 ・施工業者から効率的な施工計画の提案により仮設工の変更
第2回 変更	616,625,900 円 (39,437,200 円増)	・掘削範囲の中に自然由来の特定有害物質の現出により残土処分地の変更
第3回 変更	608,604,700 円 (8,021,200 円減)	・第2回変更の残土処分地から安価な処分地への変更 ・ボックスカルバートにひび割れ誘発目地の設置追加
第4回 変更	608,426,500 円 (178,200 円減)	・以下の2に示すとおり

2 変更内容及び理由

(1) 土工 1式 (320 千円増)

ボックスカルバート築造後の埋戻し土として仮置きしている土砂の中に、埋戻しに適さないサイズの転石が存在するため、それを撤去、集約し、処分することに伴い増工する。【写真1】

(2) 函渠工 1式 (3,127 千円増)

主要な工事材料である生コンクリートの価格が20～23%上昇したため、工事請負契約書第20条第6項（※1）の単品スライド条項に基づき、施工業者から契約金額を変更することの求めがあったもので、兵庫県の運用マニュアルに基づき増額変更する。（生コンクリート価格の上昇要因は、原材料費や輸送費などの高騰分が価格に転嫁されたものである）

(3) 仮設工 1式 (1,896 千円増)

次期工事において、ボックスカルバート上部を作業ヤードとして活用する計画としており、埋戻し端部（ボックスカルバート端部）に土留めが必要になったことより増工する。【写真2】

(4) その他 1式 (5,521 千円減)

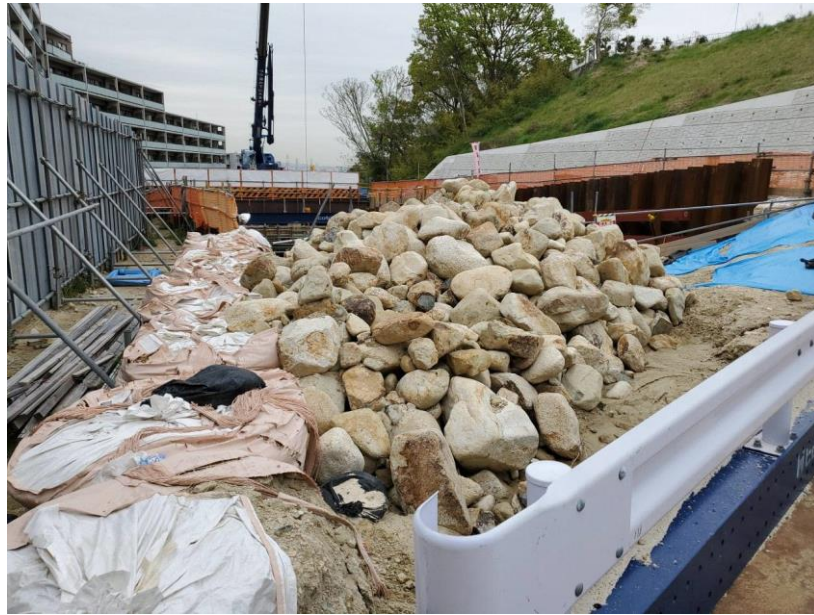
現場状況を考慮して数量精査を行ったことにより変更する。

(東側からのみの工事車両の進入及び退出にしたことによる交通誘導警備員の減、  
工事現場仮囲いを次期工事に引き継ぐことによる撤去費の減等)

※1 工事請負契約書第20条第6項

特別な要因により工期内に主要な工事材料の価格に著しい変動を生じ契約金額が不  
適当となったと認められるときは、甲又は乙は、前各項の規定によるほか、協議によ  
り契約金額を適当な額に変更することを求めることができる。

【写真1】



転石を含んだ土砂で埋戻しを行った場合、十分な転圧ができず空隙が生じ、将来的に道路の沈下や陥没の恐れがある。更には、埋戻し時にボックスカルバートの躯体に損傷を与えるリスクがあることから撤去し処分を行う。

【写真2】



B 1 及び B 7 ブロックの埋戻し端部に鋼矢板による土留めを追加する。